

太陽電池発電設備の工事計画の届出範囲等の規制緩和について

事業用電気工作物として取り扱われる太陽電池発電設備のうち、出力500kW以上のものは、電気事業法により同設備の設置者に対して国が直接関与する規制として、「工事計画の事前届出」、「使用前自主検査の実施」および「使用前安全管理審査の受審」が義務づけられていました。

今回、太陽電池発電設備の規制範囲を従来の「出力500kW以上」から新たに「出力2,000kW以上」へと拡大して規制緩和を図った「電気事業法施行規則の一部改正」が6月29日付で施行されました。今回の改正により、出力2,000kW未満の太陽電池発電設備の設置者には、国が直接関与する規制はなくなり、「技術基準への適合維持」、「保安規程の作成・届出」および「主任技術者の選任・届出」の自主保安の義務だけとなりました。これにより、7月1日からスタートした再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）において、太陽電池発電による発電電力の買い取りに弾みがつくものと期待されます。

なお、各種発電設備に対しての国が直接関与する規制（工事計画の事前届出等の対象）の現況については、次のとおりです。

各種発電設備の工事計画の事前届出の対象となる範囲（青色の部分）

種 類	出 力	500kW		1,000kW		2,000kW		1万kW	
		未満		未満		未満		未満	
ガスタービン発電設備									
内燃力発電設備									
燃料電池発電設備									
太陽電池発電設備									
風力発電設備									

※上記発電設備は、発電所扱いになる常用の発電設備をいう。

発 行：一般社団法人日本内燃力発電設備協会
 〒105-0014 東京都港区芝1-5-11 芝エルズビル2F
 TEL. 03-5439-4391 FAX. 03-5439-4393
 URL <http://www.nega.or.jp>
 編 集：広報誌編集委員会
 発行日：毎月15日
 定 価：一部210円（消費税込。送料別）